



# オンライン医療の推進について

---

平成30年10月29日（月）  
厚生労働省

# 1 オンライン診療の普及拡大

# オンライン診療(遠隔診療)の経緯

- オンライン診療(遠隔診療)は、対面診療の補完として、離島やへき地の患者など限定的に行われることが想定されていたため、日常的に行うものについては、これまで、明確な基準やルール、特化した診療報酬がなかった。
- 近年の情報通信技術等の著しい進歩により、オンライン診療に対する現場の要請が高まってきたことに伴い、平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を发出、平成30年度診療報酬改定において「オンライン診療料」等を創設。

平成30年3月

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を发出

平成30年度診療報酬改定

「オンライン診療料」等を創設

近年、情報通信技術の著しい進歩  
ICTを活用した診療の実施例の増加

平成27年8月(事務連絡)  
「離島、へき地」については  
あくまで例示

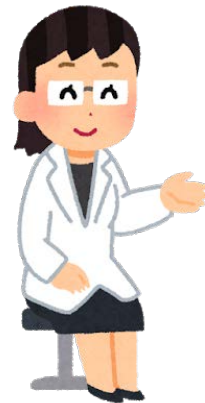
平成9年12月(医政局長通知)  
「離島、へき地の場合」などの  
遠隔診療を認める



# 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の概要

## 1. 本指針の位置づけ

- 情報通信機器を用いた診療を「遠隔診療」と定義していたものを、新たに「オンライン診療」と定義を変更。
- 医師-患者間で情報通信機器を通じて行う遠隔医療を下図のとおり分類し、オンライン診療について、「最低限遵守する事項」と「推奨される事項」を示す。
- 「最低限遵守する事項」に従いオンライン診療を行う場合には、医師法第20条に抵触するものではないことを明確化。



## 2. 本指針の適用範囲

情報通信機器を通じて行う遠隔医療のうち、医師-患者間において行われるもの

診断等の  
医学的判断  
を含む

**オンライン診療**

**定義**  
診断や処方等の診療行為をリアルタイムで行う行為

**本指針の適用**

全面適用

**オンライン  
受診勧奨**

医療機関への受診勧奨をリアルタイムで行う行為

一部適用

一般的な  
情報提供

**遠隔健康医療相談**

一般的な情報の提供に留まり、診断等の医師の医学的判断を伴わない行為

適用なし



## 3. 本指針のコンテンツ

医師-患者関係と  
守秘義務

医療の質の確認及び  
患者安全の確保

安全性や有効性の  
エビデンスに基づいた医療

医師の責任

オンライン診療の限界などの  
正確な情報の提供

患者の求めに基づく  
提供の徹底

# 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の要点

## 1. 患者合意と本人確認

- 医師は患者に合意を得る際に、触診等を行えない等の理由によりオンライン診療で得られる情報は限られており対面診療を組み合わせる必要があることや、オンライン診療を実施する都度、医師がオンライン診療の実施の可否を判断すること等を説明する。
- 医師が医師免許を保有していることを患者が確認できる環境を整えておくこと。

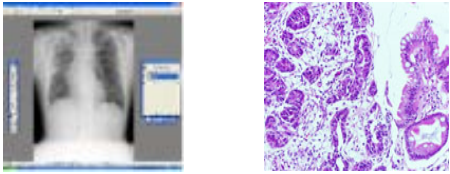
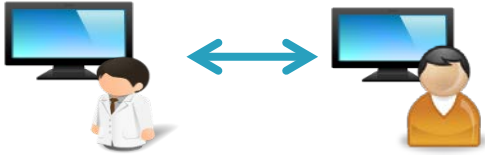

## 2. 適用対象と診療計画

- 直接の対面診察に代替し得る程度の患者の心身の状態に関する有用な情報をオンライン診療により得ること。
- 初診及び急病急変患者は、原則として直接の対面による診療を行うこと。例外として、患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合などにおいて、患者のために速やかにオンライン診療を行う必要性が認められる場合には、医師の判断の下、オンライン診療を行うことは許容され得ること。ただし、この場合であっても、オンライン診療の後に、原則、直接の対面診療を行うこと。
- 医師はオンライン診療を行う前に、直接の対面診療により十分な医学的評価を行い、その評価に基づいて、オンライン診療で行う具体的な診療内容や診療にあたってのルール等を含む診療計画を定めること。

## 3. 診察方法と薬剤

- オンライン診療では、可能な限り多くの診療情報を得るために、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用すること。
- 現にオンライン診療を行っている疾患の延長とされる症状に対応するために必要な医薬品は、医師の判断によりオンライン診療による処方が可能。ただし原則として、新たな疾患に対して医薬品の処方を行う場合は、直接の対面診療に基づきなされること。

# 診療報酬における遠隔診療(情報通信機器を用いた診療)への対応

	診療形態	診療報酬での対応
医師対医師 (D to D)	<p>情報通信機器を用いて画像等の送受信を行い特定領域の専門的な知識を持っている医師と連携して診療を行うもの</p> 	<p><b>[遠隔画像診断]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>画像を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、その読影・診断結果を受信した場合</li> </ul> <p><b>[遠隔病理診断]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>術中迅速病理検査において、標本画像等を他医療機関の専門的な知識を持っている医師に送信し、診断結果を受信した場合(その後、顕微鏡による観察を行う。)</li> <li><b>(新)生検検体等については、連携先の病理医が標本画像の観察のみによって病理診断を行った場合も病理診断料等を算定可能</b></li> </ul>
医師対患者 (D to P)	<p>情報通信機器を用いた診察</p> <p>医師が情報通信機器を用いて患者と離れた場所から診療を行うもの</p> 	<p><b>[オンライン診療]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>(新)オンライン診療料</b></li> <li><b>(新)オンライン医学管理料</b></li> <li><b>(新)オンライン在宅管理料・精神科オンライン在宅管理料</b></li> </ul> <p>対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、情報通信機器を用いた診察や、外来・在宅での医学管理を行った場合</p> <p><b>※電話等による再診</b> (新)患者等から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合に算定が可能であるとの取扱いがより明確になるよう要件の見直し (定期的な医学管理を前提とした遠隔での診察は、オンライン診療料に整理。)</p>
	<p>情報通信機器を用いた遠隔モニタリング</p> <p>情報通信機能を備えた機器を用いて患者情報の遠隔モニタリングを行うもの</p> 	<p><b>[遠隔モニタリング]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリング加算)</b> 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者に対して、医師が遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合</li> <li><b>(新)在宅患者酸素療法指導料(遠隔モニタリング加算)</b></li> <li><b>(新)在宅患者持続陽圧呼吸療法(遠隔モニタリング加算)</b> 在宅酸素療法、在宅CPAP療法を行っている患者に対して、情報通信機器を備えた機器を活用したモニタリングを行い、療養上必要な指導管理を行った場合</li> </ul>

# 今後のオンライン診療の充実のために

- オンライン診療の一層の充実を図るため、関係学会や事業者等とも協力しながら、オンライン診療の活用に係る安全性・有効性にかかるデータや事例の収集を進める。
- 技術の発展やデータ等の収集結果に基づき、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂を検討する。
- 診療報酬においては、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、その結果を踏まえつつ、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象とすることを検討する。  
さらに、「実施方法」や「実施体制」等の要件についても、その妥当性・合理性を検討する。

## 今後のスケジュール（案）

オンライン診療の適切な実施に関する指針の発出

2018年度  
指針改訂

2019年度  
指針改訂

2018年

2019年

2020年

オンライン診療料等の創設

9月頃～ 改定検証調査  
(現場の普及状況等)

6月頃～ 調査結果を踏まえ  
中医協で議論

4月  
2020年度  
診療報酬改定

関係学会や事業者等  
から随時意見聴取

## オンライン診療料の対象疾患等について

### 平成30年度改定における対象疾患

- 高血圧、糖尿病等の生活習慣病
- 難病、てんかん、小児特定疾患
- 在宅療養中の患者（精神科の在宅患者含む）

安全性・有効性等が確認されたものは対象とする

「実施方法」や「実施体制」等の要件も検討する

## **2 オンラインによる服薬指導の活用**



## 2 オンラインによる服薬指導の活用

### 現状と課題

- 薬機法第9条の3において、薬局開設者は、処方箋により調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合には、薬剤師に、対面により、必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならないこととされている。
  - このため、テレビ電話による服薬指導（オンラインによる服薬指導）は、現行法上、行うことができない。
  - 国家戦略特区においては、離島や過疎地など、医療資源が乏しい地域の患者に対応する観点から、薬剤師による対面での服薬指導義務の特例を設け、取組の第一歩として、実証的に検証していくこととしており、本年7月より、愛知県及び福岡市において事業実施中（兵庫県養父市においても事業を検討中）。
- 参考：国家戦略特区の要件…①離島・過疎地に居住する者に対し、②遠隔診療が行われ、③対面での服薬指導ができない場合に、④テレビ電話による服薬指導を可能としている。
- 本年6月の未来投資戦略2018において、オンラインによる服薬指導については、薬機法改正を視野に入れた検討を求められている。
  - 本年4月から、本件について、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、検討を開始。

### 検討状況

- 本年9月28日の第6回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、「オンラインによる服薬指導は、ICT技術の活用等による業務効率化の観点、国家戦略特区での実証事業、及びオンライン診療の状況等を踏まえ、どのように位置づけるべきか。」を更に検討が必要な事項等として提示したところ。
- 今後、この検討事項に沿って検討を進める。

## 2 オンラインによる服薬指導の活用

### (参照条文等)

#### ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)

(調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等)

第9条の3 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面（当該事項が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第三十六条の十までにおいて同じ。）に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む。）を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

2・3 (略)

4 薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該薬局開設者から当該薬剤を購入し、若しくは譲り受けた者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。

#### ○未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（平成30年6月15日閣議決定）

第2 具体的施策 2. 次世代ヘルスケア・システム（健康・医療・介護） (3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種の連携推進

④ オンラインでの医療・多職種連携等の推進

- ・患者の利便性の向上、医療職の働き方改革につながり、効率的・効果的な医療の提供に資するよう、服薬指導、モニタリング等を含めたオンラインでの医療全体の充実に向けて、次期以降の診療報酬改定、所要の制度的対応も含めて、ユーザー目線で、現状を更に前進させる取組を進める。
- ・オンラインの服薬指導は、国家戦略特区の実証等を踏まえつつ、医薬品医療機器等法の次期改正に盛り込むことも視野に検討する。
- ・在宅医療を含めた医療現場における多職種連携の推進に向け、現在医師が行っている業務において看護師やリハビリ専門職、薬剤師等をより積極的に活用する等の検討を進める。

### **3 電子処方箋の普及に向けた取組について**

### 3 電子処方箋の普及

#### 現状

- 厚生労働省では、平成28年3月、処方箋の電磁的記録による作成、交付及び保存を可能とするための省令改正を行うとともに、電子処方箋の円滑な運用に資するよう、「電子処方せん」の運用ガイドライン」を策定。
- 現在、このガイドラインに準じて電子処方箋が運用されている地域は承知していない。
- こうした状況を踏まえ、「未来投資戦略2018-「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革-」（平成30年6月15日閣議決定）においては、電子処方箋について、現行のガイドラインに限らず円滑な運用ができる仕組みを検討し、結論を得ることが求められている。
- また、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）においても、オンラインを活用した「一気通貫の在宅医療」の実現に向けて、電子処方箋のスキームを完全に電子化することが求められている。

#### 課題

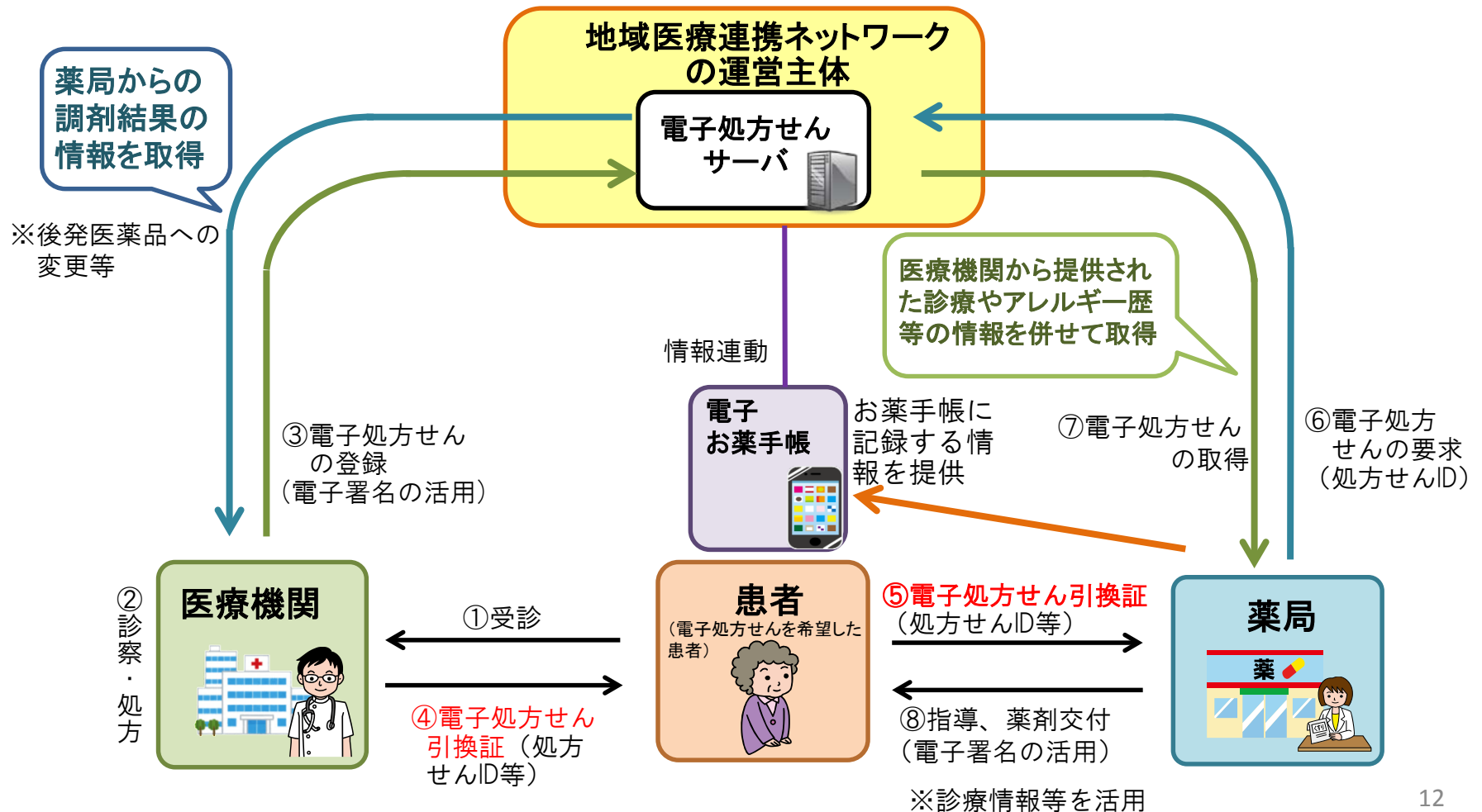
- 電子処方箋の普及に向けては、
  - ・ 現行ガイドラインでは、フリーアクセスの観点から、電子処方箋に対応していない薬局においても調剤を受けられるよう、通常の処方箋への転換が可能な紙の電子処方箋引換証を用いた運用を示しているが、電子処方箋のスキームを完全に電子化することが求められていること
  - ・ 電子処方箋の導入により、医療機関・薬局・患者等がそれぞれ受けるメリットがわかりにくいことなどの課題があり、これらを解決するためには、完全電子化した電子処方箋の具体的な運用方法を検討するとともに、それに伴うメリットや課題を明らかにすることが必要。

#### 検討状況

- 今年度は、予算事業により、完全電子化した電子処方箋の運用方法の検討と、それに基づいた実証を実施し、併せて電子処方箋のメリットと課題について検証する。（現在、公募公告中）
- 平成31年度以降は、引き続き実証事業を行いつつ、電子処方箋の完全電子化した新しい運用方法について整理し、「電子処方せん」の見直し等、必要な取組を検討する。（概算要求中）

# 現行ガイドラインに基づく電子処方せんの運用

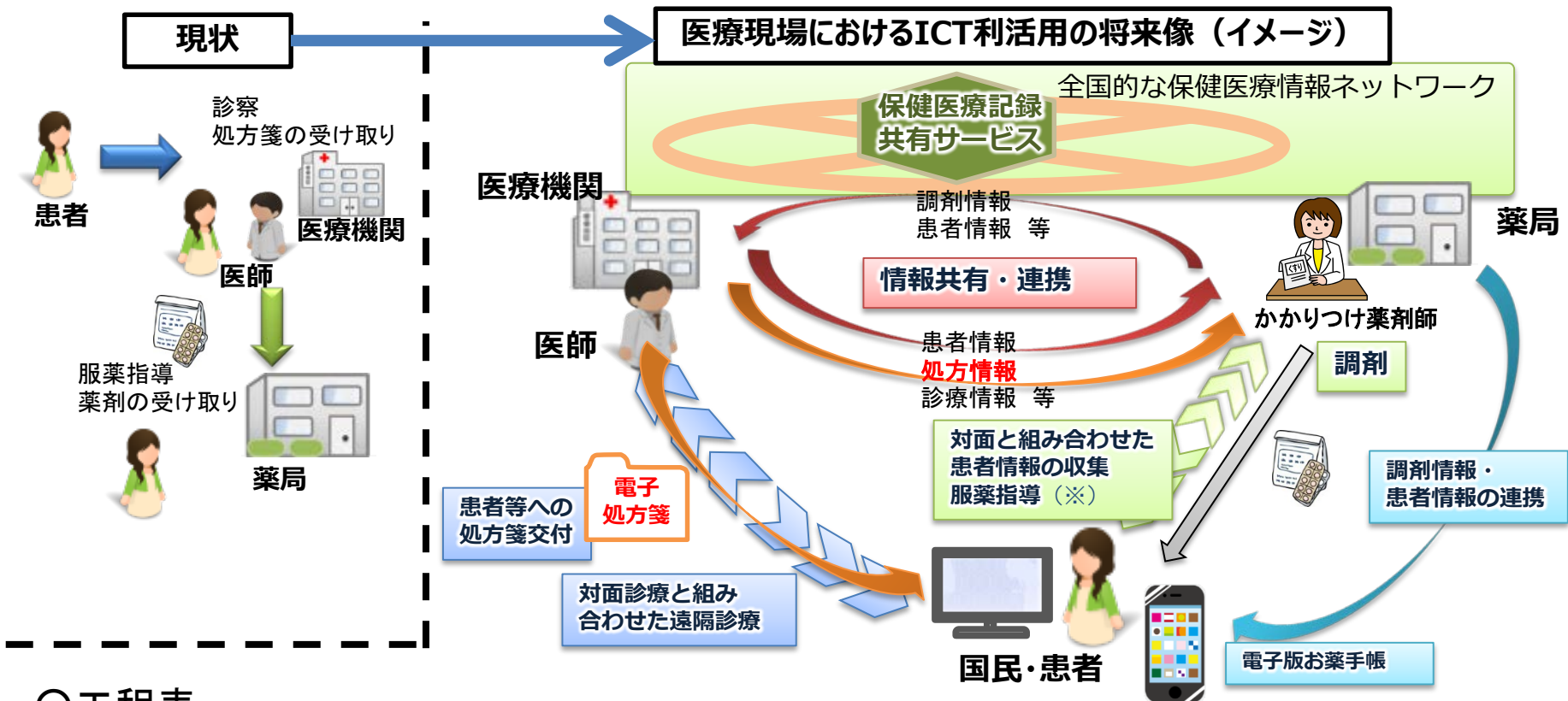
- 1 処方せんの電子化を可能とする規制緩和（省令改正） 平成28年3月施行
- 2 地域医療連携ネットワークなど、実施環境の整った地域で実働していく
- 3 電子版お薬手帳との連携、かかりつけ薬剤師・薬局の推進（電子処方せんの調剤結果をお薬手帳に取り込めるようにする。紙媒体の手帳と同等の機能を有する場合には、診療報酬上、同等に評価）



# 電子処方箋の普及に向けた今後のスケジュール

## 【医療現場におけるICT利活用】

○電子処方箋の普及促進により、国民・患者にとって、効果的・効率的な医療の提供に資することに加え、医療へのアクセスが容易になるなど利便性が向上。



## ○工程表

(※) 国家戦略特区において、遠隔服薬指導に係る実証を実施

H30年度	H31年度	H32年度
<b>実証事業の実施</b> ・電子処方箋の運用の改良を検討し、完全電子化された方法での実証を実施	<b>調査研究(概算要求中)</b> ・H30年度事業で把握した課題の解決	<b>普及促進</b> ・全国的な保健医療情報ネットワークの整備に合わせ、普及促進の取組

**参考**  
**未来投資戦略2018（抜粋）**



# 未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（抜粋） （平成30年6月15日閣議決定）

## 第1 基本的視座と重点施策

### 3. Society 5.0の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

#### (1)②次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト

##### <遠隔・リアルタイムの医療とケア>

・医師や薬剤師など多職種の連携の下、住み慣れた地域・我が家において安心して在宅で医療やケアを受けられるよう、服薬指導を含めた「オンラインでの医療」全体の充実に向けて、次期以降の診療報酬改定における有効性・安全性を踏まえた評価、「医薬品医療機器等法」の改正の検討など所要の制度的対応も含めて、ユーザー目線で、現状を更に前進させる取組を進める。

## 第2 具体的施策

### I-2. 次世代ヘルスケア・システム（健康・医療・介護）

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

##### i) 個人にあった健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

#### ②医療機関等における健康・医療情報の連携・活用

・電子処方箋について、実証を踏まえ、全国的な保健医療情報ネットワークの稼働も想定し、国民の利便性等の向上の観点から、現行のガイドラインに限らず円滑な運用ができる仕組みを検討し、本年度中を目途に結論を得る。

##### iii) 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種の連携推進

#### ④オンラインでの医療・多職種連携等の推進

・患者の利便性の向上、医療職の働き方改革につながり、効率的・効果的な医療の提供に資するよう、服薬指導、モニタリング等を含めたオンラインでの医療全体の充実に向けて、次期以降の診療報酬改定、所要の制度的対応も含めて、ユーザー目線で、現状を更に前進させる取組を進める。

・オンライン診療は、本年度診療報酬改定での評価新設及び新たなガイドラインを踏まえ、安全で適切な普及に向け、セキュリティ等の観点からの実証を実施し、技術的成果についてガイドライン・診療報酬改定への反映を検討する。

・オンライン診療の一層の充実を図るため、関係学会や事業者等とも協力し、現在診療報酬対象外のものも含め、オンライン診療の有効性・安全性等に係るデータや事例の収集、実態の把握を早急に進めることによりエビデンスを継続的に蓄積し、次期以降の診療報酬改定で、それらを踏まえた評価を進める。

・オンラインの服薬指導は、国家戦略特区の実証等を踏まえつつ、医薬品医療機器等法の次期改正に盛り込むことも視野に検討する。

### II-3. 国家戦略特区の推進

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

##### ii) 地域における規制改革

・国家戦略特区区域からの要望や、国家戦略特区における事業の実績を踏まえ、以下の規制改革の実現に取り組む。

－ オンラインの服薬指導は、国家戦略特区の実証等を踏まえつつ、医薬品医療機器等法の次期改正に盛り込むことも視野に検討する。